

令和元年度 事務事業評価シート

事務事業名		育児支援ヘルパー				所管	区民部 子ども家庭支援センター			
事務事業の概要	行政計画	事業NO.	8	計画事業名	育児支援ヘルパー	事業の開始・終了年度				
	長期総合計画体系	[基本目標] あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまちの実現 [施策] 1 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援				[事業開始]	平成18年度			
						[終了予定]	- 年度			
	根拠法令等	法令(義務)	〔法令等名〕 児童福祉法、子ども・子育て支援法、台東区育児支援ヘルパー実施要綱							
	事業対象	直接の対象 : 台東区に住所を有する産前産後家庭(産前1か月～産後6か月未満)及び養育支援家庭(0～18歳未満) 最終的な対象 : 同上								
	事業目的	産前産後家庭及び保護者の養育を支援することが特に必要な家庭(養育支援家庭)に対し、支援者を派遣することにより、育児にかかわる心身の負担を軽減するとともに、子供の適切な養育を確保する。								
	事業内容 [H30年度]	子ども家庭支援センターの職員(保健師等)が家庭訪問し、援助の必要性や支援内容を調査し、職員及びヘルパー派遣事業者が支援を行う。 ①産前産後支援 対象者:産前1か月から産後6か月の妊産婦。内容:育児支援・家事援助・相談・助言。回数:1回1時間・1日4時間まで 利用期間内で40時間まで ②養育支援 対象者:児童の養育に支援を要する家庭 内容:支援計画に基づく相談支援・家事援助・養育支援								
	委託の有無	なし	委託内容		なし					
補助金の有無	国・都									
事務事業の実績	種別	指標の名称	単位	R2年度	H28年度	H29年度	H30年度			
				目標値	実績	実績	実績	目標値	達成率	
	活動指標	利用可能回数(産前産後)	回	40	20 (1回2時間)	20 (1回2時間)	40 (1回1時間)	40 (1回1時間)	100.0%	
		利用可能回数(養育支援)	回	必要数	必要数	必要数	必要数	必要数	-	
	成果指標	産前産後利用回数(世帯数)	回(世帯)	2,800(140)	922(118)	1,205(134)	2,113(114)	2,000(120)	105.7%	
		養育支援利用回数(世帯数)	回(世帯)	768(26)	120(7)	321(16)	643(24)	1,006(20)	63.9%	
	決算額 (単位:千円)					H28年度	H29年度	H30年度		
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)				4,371	5,972	7,539		
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)				3,122	4,461	6,157		
		その他のコスト(扶助費・補助費など)				0	0	0		
		総経費				7,493	10,433	13,696		
	財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)				0	0	0		
その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)				1,613	2,362	3,380				
一般財源(区負担額)				5,880	8,071	10,316				
課題及び今後の進め方	サービス提供事業者が少なく、利用予約が取りづらい状況があるため、安定的なサービス量を確保する必要がある。利用者から利用期間延長の希望が出ており、今後検討する必要がある。									
評価の視点	評価	評価の理由								
	必要性	4	支援者が身近にいないことで育児不安や負担感を抱いている妊産婦や、養育支援家庭のヘルパー派遣と相談支援は、育児不安や負担の解消や養育状況の改善に効果がある。また、児童虐待の予防の観点からも事業の必要性は高い。							
	効率性	3	産前産後は、利用時間の単位を1回2時間から1時間へ変更し、また、利用者自身が事業者を選択できるように見直しを行い、利便性の向上を図った。養育支援は要保護児童支援ネットワークと連動し、養育状況改善のため個別支援計画に基づきヘルパー派遣の必要性を定期的に評価している。							
	手段の適切性	3	ヘルパーによる家事・育児支援と、センター職員による相談支援を合わせて行うことで適切なサービスが提供でき、利用者の育児不安および負担感の軽減につながっている。							
	目的達成度	3	産前産後支援は保健所事業等との連携制度の周知がなされ、利用実績は前年度に比べ大きな変化はなく、利用者の育児不安と負担の軽減につながっている。養育支援は支援が必要と判断した対象者に、支援計画に基づいた期間や回数の支援を行うため年度により実績の変動がある。							
〔総合評価〕 ※上記4つの視点を踏まえ、事業全体を評価。区民生活への影響を十分考慮すること。						今後の方向性				
産前産後の心身の体調が不安定な時期や養育困難家庭へのヘルパー派遣は、育児不安や家事負担を軽減し、児童虐待の予防効果がある。産前産後支援は保健所のゆりかご面接や乳児家庭全戸訪問事業を通じた周知活動により、今後も需要増加が見込まれる。養育支援は、引き続き要保護児童支援ネットワークと連携して、支援を必要とする家庭に利用を促進していく。						維持		拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了		